

相続税の現状について

確定申告のシーズンを迎えています。国税庁は、平成28年分の相続税の申告状況について、プレスリリースをしています。今回のCBCA NEWSでは、個人課税において所得税と並んで関心の高い、相続税の現状を取り上げます。

◆ 課税割合

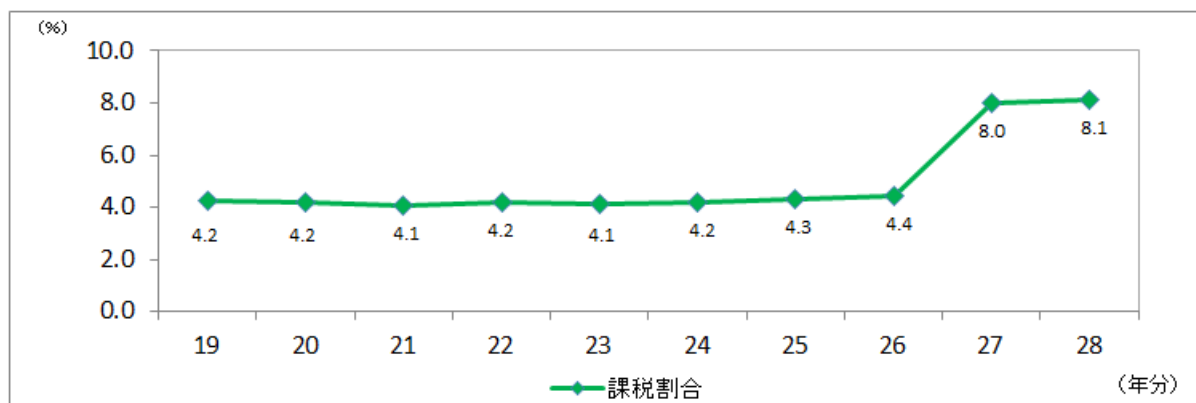
税制改正（相続税の基礎控除の引き下げ）による課税強化のために、相続税の課税対象者が大きく増加しています。相続税が、より身近なものとなってきました。

平成28年中に亡くなられた方約131万人のうち、相続税の課税対象となったのは約10万6,000人でした。亡くなられた方（被相続人数）のうち、相続税の課税対象となった被相続人数の割合、これを課税割合といいますが、全国平均で前年の8.0%から8.1%に上がっています。2年前の、平成26年分の全国平均の課税割合4.4%と比べると、1.8倍に増加したことになります。

地域毎の国税局別にみると、最も高いのが東京で12.8%となり、次が名古屋の11.0%、続いて大阪の8.4%となっています。

反対に、最も低いのは熊本の3.6%で、次が札幌の3.9%でした。札幌が前年の4.0%と比べてマイナス0.1%となり、金沢が6.9%で前年と同率であった他は、全国的に課税割合が上昇しています。

（相続税の課税割合の推移）



（出所：国税庁）

◆ 相続財産

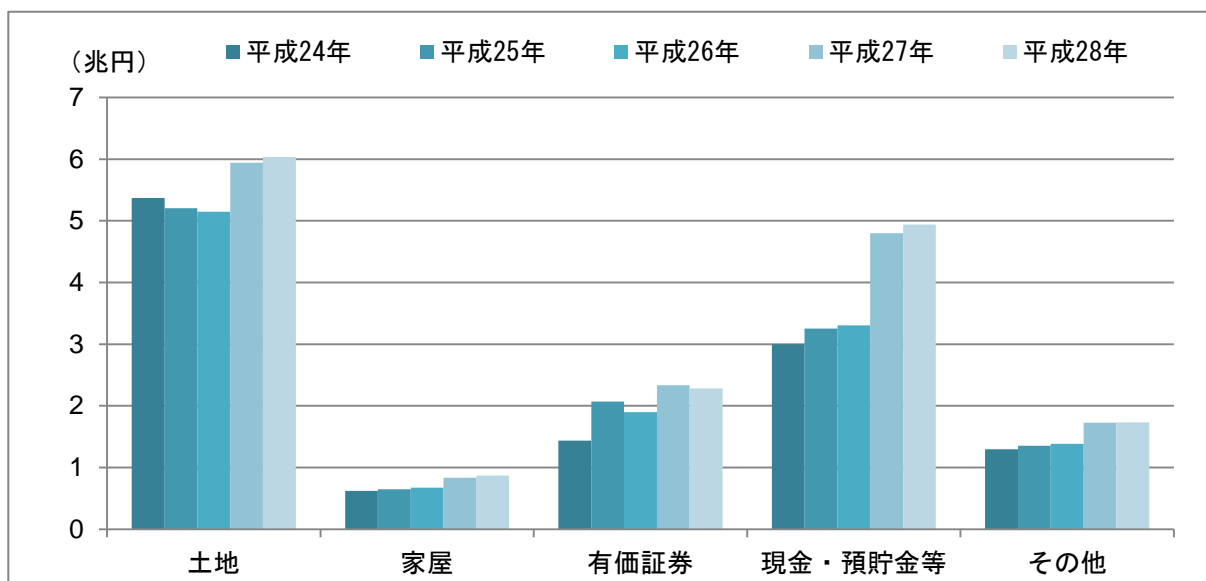
相続財産といえば土地をイメージしがちですが、課税強化により、やや趣が変わってきました。

相続財産の金額合計をみると、平成28年分は15.8兆円となり、2年前の、平成26年分の12.4兆円と比べると28%増加しています。

項目別の内訳をみると、最も金額が大きいのは土地で、平成28年分は6.0兆円でした。2年前の、平成26年分の5.1兆円と比べると17%増加しています。次いで金額が大きいのは現金・預貯金等で、平成28年分は4.9兆円でした。2年前の、平成26年分の3.3兆円と比べると、なんと50%の増加となります。

不動産が相続財産の主役であった時代から、現金・預貯金等や有価証券といった金融資産が相続財産の中心となる構図へと、明確に変貌を遂げていると言えるでしょう。

(項目別:相続財産の金額の推移)



(出所:国税庁)

◆ 税務調査

平成28年年度の相続税の税務調査は、1万2,116件で行われ、相続税の申告者数に対して11.4%となりました。申告数9件に1件が調査されたこととなります。

調査が行われた1万2,116件のうち、82%で申告漏れ等が発見されています。

申告漏れは全体で3,295億円となり、内訳としては現金・預貯金等が1,070億円で最も多く、有価証券が535億円、土地383億円の順となっています。

合わせて、贈与税の税務調査についても触れておきます。

贈与税の税務調査の8割は無申告者を対象に行われます。昨年は3,722件行われ、うち92%で申告漏れが発見されました。1件当たり申告漏れ金額が5,153万円です。うっかりではすまされない金額です。

贈与税は、保険金の受け取りやマイホームの名義で“いつの間にか贈与”となるケースもあるため、金額が大きいものについての基礎知識は頭に入れておきたいものです。

また、規模こそ小さいものの、海外資産関連事案へも国税庁はかなり注力しています。

海外資産関連事案とは、相続財産の中に海外資産がある、相続人や被相続人が海外に住んでいる、などに当てはまるものです。

海外資産関連事案は、917件の調査が実施されました。うち117件で52億円相当の海外資産の申告漏れが見つかっています。

十分に気を付け、適正な申告につとめたいものです。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先